

投稿にあたっての注意喚起

機関誌編集委員会

当委員会では、投稿にあたり「投稿チェックリスト」によるセルフチェックをお願いしているところがございます。しかしながら、次の①から⑦のような投稿があとをたちません。このような不備のある投稿論文は受理できませんのでご注意ください。投稿前にいまいちど「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」「機関誌・投稿要領」「機関誌・執筆要項」をご確認下さるようお願い申し上げます。

- ①「投稿チェックリスト」が添付されていない。
- ②執筆要領（別添の〔引用法〕を含む）が遵守されていない（文字数超過、副本のマスキング不足、本人が著した文献の筆署名未記載、翻訳書原典の未記載など）。
- ③投稿原稿に関するデータに不備がある。
- ④添付資料（類似・同一のデータを用いた論文）と投稿論文との関係が本文や注に明記されていない。
- ⑤添付資料と投稿論文との間に著しい重複（自己剽窃）がみられる。
- ⑥投稿論文が「共同研究の成果」であるにもかかわらず、共同研究者の了承を得ていない（あるいは、了承を得ていることが本文や注に明記されていない）。
- ⑦事例研究や調査研究に際して、投稿者の所属機関が倫理委員会を設置しているにもかかわらず、その了承を得ていない（あるいは、了承を得ていることが本文や注に明記されていない）。